

令和7年度

巡視船みずほほか20隻GMDSS機器点検整備

仕様書

第四管区海上保安本部

総務部情報通信課

1 総則

本仕様書は、第四管区海上保安本部（以下「当本部」という。）が発注する請負契約について適用する。

2 件名

巡視船みずほほか20隻GMDSS機器点検整備（情通、単価）

3 目的

本整備は、巡視船艇等（以下「船艇」という。）の効率的な運用に資するため、整備対象船艇の浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識（以下「衛星EPIRB」という。）の法定点検及び機能試験、捜索救助用レーダートランスポンダー（以下「SART」という。）の法定点検及び機能試験、持ち運び式双方向無線電話装置（以下「双方向」という。）の法定点検、並びに各機器の部品交換を実施するものである。

4 履行期間

契約日から令和8年3月31日

5 対象船艇、点検整備日時、履行場所

(1) 対象船艇

第四管区海上保安本部管内所属の巡視船艇及び測量船、灯台見回り船とする。

(2) 点検整備の予定数量

別表のとおり。

(3) 点検整備日時、履行場所

ア 日時 : 監督職員が指示する日時

イ 履行場所 : 各船艇修理請負造船所又は定係地等における船上
(監督職員が指示する場所とする。)

6 一般事項

本整備は、本仕様書及び関係各法令に準拠して実施すること。

(1) 監督職員及び検査職員とは、第四管区海上保安本部が指定した職員をいう。

(2) 自動離脱装置（以下「水圧センサー」という。）及び電池は請負者手配とする。

(3) 本契約において使用する電池及び水圧センサーはメーカー指定品かつ新品を使用すること。

なお、使用する電池については電池の製造年月日が電池交換期限に近接していること。

(4) 取り外した電池及び水圧センサーは、適正に処分すること。

7 整備仕様

(1) 衛星EPIRB

ア 法定点検、機能試験の点検整備等は次のとおりとする。

なお、遭難信号は部外に発射しないように行うこと。

(ア) 法定点検

関係法令等の規定に従い、シールドルーム内において、法定点検に必要な項目の点検整備を行うこと。

(イ) 機能試験

無線局運用規則第8条の2第1項及び平成4年郵政省告示第142号「遭難自動通報局の無線設備の機能試験の方法」に基づき機能試験を行うこと。

イ 請負者は監督職員の指示に基づき、水密性試験、電池交換及び水圧センサーの交換を実施すること。

ウ 各整備にあたっては、電池及び水圧センサーの有効期限等を確認し、次に該当する場合は、監督職員に速報すること。

・有効期限が次年度上半期以内の場合

・有効期限が定期検査受検日から6ヵ月以内（定期検査等を受検する船艇の装置に限る。）の場合

エ 次の箇所のそれぞれ見やすい場所に有効期限を明示したシールを貼付すること。

(ア) 本体

電池の有効期限

(イ) 水圧センサー

水圧センサーの有効期限

(ウ) マウントカバー

電池の有効期限

水圧センサーの有効期限

オ 機器換装については次のとおりとする。

新設衛星EPIRB（TRON60AIS）は支給品とする。

新設衛星EPIRBは関係法令等に従い、既設機器設置場所に強固に設置すること。

撤去後の衛星EPIRBについては、電波の誤発射が無いよう電池を取り外した上で、適正に処分すること。

カ 点検終了後、元の位置に取り付け、積付点検を行うこと。

(2) SART

ア 法定点検又は機能試験は次のとおりとする。

なお、遭難信号は部外に発射しないように行うこと。

(ア) 法定点検

関係法令等の規定に従い、シールドルーム内において、法定点検に必要な項目の点検整備を行うこと。

(イ) 機能試験

無線局運用規則第8条の2第1項及び平成4年郵政省告示第142号「遭難自動通報局の無線設備の機能試験の方法」に基づき機能試験を行うこと。

- イ 請負者は監督職員の指示に基づき、電池交換を実施すること。
- ウ 各整備に当たっては、本体の電池の有効期限等を確認し、次に該当する場合、監督職員に速報すること。
 - ・有効期限が次年度上半期以内の場合
 - ・有効期間が定期検査受検日から6ヵ月以内（定期検査等を受検する船艇の装置に限る）の場合

(3) 双方向

ア 法定点検の点検整備等は次のとおりとする。

関係法令等の規定に従い、シールドルーム内において、法定点検に必要な項目の点検整備を行うこと。

イ 監督職員が別途指示する場合は、一次電池又は二次電池を交換すること。

(4) 各機器の整備にあたり、以下のア～ウ項目を実施した際は、次のとおり写真を撮影し、紙（A4版用紙）により検査職員に提出すること。

なお、写真撮影にあたり、請負者名、契約件名、対象船艇、撮影年月日を記載したホワイトボード等を用いること。

ア 衛星EPIRB

- ・水圧センサー交換
- ・交換前及び交換後(有効期限及び固有番号が判読できるもの)
- ・電池交換
- ・交換前及び交換後(有効期限及び固有番号が判読できるもの)

イ SART

- ・電池交換
- ・交換前及び交換後(有効期限及び固有番号が判読できるもの)

ウ 双方向

- ・一次電池又は二次電池交換
- ・交換後(有効期限及び固有番号が判読できるもの)

8 整備事業者

本整備は、原則として、次のいずれかの協会に加盟している業者により実施するものとする。

- (1) 社団法人 日本船舶品質管理協会
- (2) 社団法人 日本船舶電装協会
- (3) 社団法人 全国船舶無線工事協会

9 整備記録等の作成等

法定点検の整備記録（測定結果を含む。）及び機能試験の結果に関する記録については、対象船艇毎に整備終了後、速やかに以下のとおり所要部数を作成し、次へ提出すること。

(1) 整備記録様式

「船舶検査の方法」（国土交通省制定）等に定められた総括表及び機器別の整備記録の様式とすること。

(2) 提出部数

ア 法定検査等受検対象船艇 … 3部

イ 非受検対象船艇（法定検査等受検対象船艇以外の船艇）… 2部

10 検査

本契約は、船艇毎に別紙の納品書を検査職員に提出し、検査合格をもって完了とする。

11 その他

(1) 仕様内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえその指示に従うこと。

(2) 請負者は、本業務で知り得た保護すべき情報を開示又は漏洩してはならない。

(3) 本点検整備中に点検整備物品等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、天災地変その他やむを得ない事情によるほかは、請負者の責任により完全に修復すること。

(4) 請負者は、作業の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、作業の一部を第三者に請け負わせようとするときは、国土交通省より認可を受けた認定点検業者であることを条件とし、事前に書面により当本部の承認を得なければならない。

(5) 請負者は、履行完了後1年以内にその成果品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることが発見されたときは、当本部の請求により、自己の費用をもってこれを修補すること。

(6) 契約に関する一般的事項については、「第四管区海上保安本部入札・見積者心得書」によるものとする。

(7) 契約締結後、請負者は速やかに、社内の緊急連絡体制を提出すること。

(8) 請負者は監督職員と点検整備等について日程調整を実施すること。

(9) 請負者は点検整備内容について監督職員から指示を受けること。

(10) 請負者は検査職員による検査に先立ち、検査職員に立ち会いを求め、必要書類を提出し、実施作業内容について説明の上、検査を受けること。

- (11) 請負者は履行を完了した後、速やかに監督職員あて電話連絡し、次の事項をメールで送付すること。
- ア 実施船艇
 - イ 実施日時
 - ウ 点検整備内容
- (12) 各整備について、整備状況により法定点検等と電池交換等の日時が異なる場合がある。
- (13) 本契約は単価契約とし、各整備の予定数量について、整備状況等により支払金額が変動する場合がある。
- (14) 代金の請求は、検査合格後、第四管区海上保安本部総務部長あて請求すること。
- (15) 代金の支払いは、四半期毎の計4回払いとする。
- (16) 代金の支払いは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に当本部において支払うものとする。
- (17) 本契約は、令和7年度予算の成立を条件とし、契約の通知は予算成立日以降に通知することとする。(暫定予算含む)

別表

番号	品目	規格	単位	予定数量	備考
1	衛星 EPIRB	TEB-700、JQE-103			
	法定点検		式	14	
	機能試験		式	5	
	水密性試験		式	5	
	電池交換		個	2	
	水圧センサー交換		個	5	
	換装	TRON60AIS	式	5	ID 書換えを 含まない支 給品による
	積付点検		式	19	
2	SART	TBR-600, TBR-610			
	法定点検		式	16	
	機能試験		式	9	
	電池交換		個	10	
3	持ち運び式双方向 無線電話				
	法定点検		式	12	
	一次電池交換	RU230A-B 用	個	3	
	二次電池交換	RU230A-B 用	個	3	
	一次電池交換	HT-649 用	個	2	
	二次電池交換	HT-649 用	個	2	

納品書

第四管区海上保安本部長 殿

年月日 令和 年 月 日

船名

(請負者) 所在地

履行場所

会社名

印

契約件名 巡視船みずほほか20隻GMDSS機器点検整備 (情通、単価)

品目	規格	単位	数量	備考

検査職員 官職氏名 (自署)		検査年月日	令和 年 月 日
-------------------	--	-------	----------